

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

曾於市長 五位塚 剛

市町村名 (市町村コード)	曾於市 (462174)
地域名 (地域内農業集落名)	二之方地区 (寺田西,寺田,麓,川内東,高尾台,橋野宮脇,上麓,黒鳥,川内後,野田,松尾,鶴路,荷原,川内前,川内中,住吉,尾崎山,小中野後,小中野,川内西,川内下,菅渡中,向江東,上町,新住吉,久保,丸尾,掛上,東福留,福留,菅渡,新福留,前高松,中高松,西福留,町畑,東高松,下高松,上新地,轟木,丸野,菅渡東,新高松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

大淀川沿いに広がる水田地帯があるが、一部川との高さの関係で排水が悪く利用の難しい所もある。それに加えて区画が小さく大区画化による担い手への集約化が望まれている。また、道路が狭く、通勤路となっている区画では大型機械が止められない等の問題もある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 226人(うち50歳代以下25人)、団体経営体: 9経営体、認定農業者: 64人、基本構想水準到達者: 18人、畜産農家: 53戸

主な作物: 水稲、飼料作物、甘藷、露地野菜

### (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考え、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・農道の整備(拡幅)を現在の地域計画の地域を細分化して話し合い活動を行って行きたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山に隣接している農地ではイノシシ被害が増加している。目撃情報や被害情報があった際には速やかに対応できる体制を構築することで周辺への被害を防ぐとともに、市の電気柵設置補助金制度等を利用して防除するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。